岡山県パワーリフティング協会

規約

第１章　総則

（名称）
第１条　本協会は、岡山県パワーリフティング協会（OPA）と称する。

（事務局）
第２条　本協会の事務局は、岡山市北区伊島町 2-11-12-102 に設置、岡山県パワーリフティング協会事務局とする。

（目的）
第３条　本協会は、（社）日本パワーリフティング協会（JPA）の趣旨に従い「パワーリフティング」の普及と発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　本協会は、その目的を達成する為、次の活動を行う。
１．岡山県パワーリフティング大会の実行、運営に関すること。
２．パワーリフティングの普及に関すること。
３．その他、（社）日本パワーリフティング協会（JPA）の趣旨に則り、目的達成に必要なこと。

（加盟者）
第５条　本協会は（社）日本パワーリフティング協会（JPA）に登録した岡山県協会所属の団体及び個人をもって組織する。

第２章　役員

（役員）
第６条　本協会は次の役員を置く。任期は原則として 1 年とし、再任も妨げない。役員は評議員会において承認する。
１．会長　　１名
２．副会長　　３名以内
３．理事　　１０名以内（理事長１名を含む）
４．監事　　２名
５．事務局長　　１名
６．その他
前項に定めるもののほか、会長は理事会の承認を経て名誉会長、顧問を指名することができる。

（会長及び副会長）
第７条　会長及び副会長は、評議員会の推薦により、理事会で決定する。
２．副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはそれを代行する。

（理事会及び理事長）
第８条　理事は、本協会に加入した者の中から理事会で推薦し、評議員会で承認された者とする。
２．理事は、本協会の業務を処理し、互選によって理事長１名を定める。
３．理事長は、本協会の一般業務の執行についてその責めに任じ、重要事項については、理事会への報告を必要とする。

（評議員）
第９条　評議員は、学識経験者、弁護士、公認会計士、上場会社監査役経験者等ガバナンスに関し、専門的な知識を有する有識者、選手経験者、有知識者から構成される。

（監事）

第１０条　監事は、理事会の決議により委嘱する。
監事は、本協会の業務及び財務を監査する。

（事務局長）
第１１条　事務局長は理事会の決議により委嘱せられる。

第３章　会議

（評議員会）
第１２条　①評議員会は毎年一回行う。ただし必要に応じて臨時評議員会を行うことができる。
１．予算及び決算の承認
２．事業計画の承認
３．規約改正の承認
４．その他の重要事項の承認

②評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上（委任状を含む）で出席理事の過半数をもって行う。

（理事会）
第１３条　①理事会は、必要に応じてこれを開くことができる。

②理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の３分の２以上（委任状を含む）で出席理事の過半数をもって行う。

（召集）
第１４条　評議員会は会長が、理事会は理事長が招集する。
２．評議員の３分の２以上が招集を求めた場合には、評議員会を開催しなければならない。

３．理事の過半数が招集を求めた場合には、理事会を開催することができる。

第４章　会計

（経費）
第１５条　本協会の経費は次のもので支弁する。
１．個人の登録料、加盟団体の加盟金及び協力団体の協力金
２．事業収入
３．寄付金または補助金
４．その他の収入

（登録）
第１６条　一般登録料は JPA 規則に従う。

（会計年度）
第１７条　本協会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第５章　附則

（規約変更）
第１８条　本規約の条項は、総理事（委任状を含む）３分の２以上の賛成によって発議し、評議員の承認をもって変更することができる。

（細則）
第１９条　本規約の施行について必要な事項に関する細則は、別にこれを定める。

（執行期日）
第２０条　本規約は、平成３年５月１日から施行する。
平成２３年４月１日改正
平成３０年４月１日改正
令和３年４月１日改正
令和５年６月３日改正